

平成31年度 市県民税・国民健康保険税の申告について（お知らせ）

税務行政につきましては、日頃から格別なご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も市県民税（住民税）の申告時期となりました。この申告は、平成31年度市県民税（住民税）・国民健康保険税の課税資料となる他、所得に関する証明の発行・介護保険料及び後期高齢者医療制度の保険料、保育料の算定、各種手当等の基礎資料となる大切なものです。別紙「平成31年度市県民税・国民健康保険税申告書」により、**期間内（2月18日～3月15日）**に申告されますようお願いいたします。

なお、申告書は1戸に1部ずつ配布いたします。不足の場合はお手数ですが、税務課住民税係または北御牧庁舎1階で用紙をお受け取りください。

○受付時間 **午前8時15分 から 午後3時 まで** ※受付開始時間にご注意ください。

○申告をしなければならない人

平成31年1月1日現在、東御市に住所のあった人で、以下のいずれかに該当する人

- 1 前年中に営業等・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入があった人（失業給付金・遺族年金・障害年金・児童扶養手当など非課税の収入がある人も含みます。）
- 2 給与所得者（パート・アルバイト含む）で、
(1) 給与所得以外の所得（営業や農業など）が20万円以下の人
(20万円を超える人は、所得税の確定申告をする必要があります。)
(2) 2ヵ所以上の事業所から給与を受けていた人
- 3 年の途中で退職または就職し、年末調整をしなかった人
- 4 市外に住んでいる親族の扶養になっている人
- 5 平成30年中に収入がなかった人

※後期高齢者医療制度の被保険者並びに国民健康保険加入者及びその世帯主は、所得のあるなしにかかわらず申告してください。申告されませんと、後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税や医療費の軽減措置などの判定ができません。

○申告をしなくても良い人

- 1 給与を1ヵ所だけから受けていて、勤務先で年末調整をし、他の収入がない人
- 2 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 3 前年中に収入が全くなく、同居している親族の扶養として申告等されている人

○受付できない申告内容

- 1 土地・建物や株式等の譲渡所得、先物取引所得、住宅取得控除1年目
- 2 東御市の申告会場で受付できない内容は、上田税務署で申告を行っていただきますようお願いいたします。

◎公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下かつその他の所得20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、下記のような場合は、市県民税の申告を必ずしてください。

- 1 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき
- 2 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている以外の控除（医療費控除、生命保険料控除等）や控除の追加を受けたい場合

○申告の際、持参していただくもの

- 1 申告書・・・全戸配布した市県民税・国民健康保険税申告書または作成した確定申告書（税務署から郵送されたもの）
- 2 マイナンバーカード又は個人番号通知カード、本人確認書類（運転免許証や保険証）
- 3 印鑑（認印で可）、所得税の還付申告の場合は、申告者本人名義の口座番号が分かるもの（通帳等）
- 4 平成30年中の所得がわかるもの
 - ・給与所得・公的年金・報酬等の源泉徴収票
※源泉徴収票がない場合は、毎月の給与明細のコピーを提出するか、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄へ毎月の収入と勤務先等を記入してください。
 - ・営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書（事前に収入・支出を計算してください。）
 - ・雑所得のある人は、収入額を証明するもの（支払調書等）及び必要経費のわかるもの
- 5 所得等控除に必要なもの
 - ・医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や証明書（事前に医療を受けた人ごとに集計してください。）または医療費通知（通知対象外の医療費については、領収書等をご用意ください。）
 - ・社会保険料の領収書または支払いを確認できるもの
（市から届く「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付済額通知書」の青色ハガキ）
 - ・国民年金加入者は、国民年金保険料控除証明書⇒【お問い合わせ先：小諸年金事務所TEL0267-22-1080】
 - ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書

○申告会場と日程について（所得税の確定申告も同じです。）

相談会場	東御市勤労者会館 2階大会議室
期 間	平成31年2月18日（月）から3月15日（金）まで
受付時間	午前8時15分から午後3時まで（全会場共通） ※受付時間が変更になりましたので、ご注意ください。 ※受付は同一世帯の申告分のみとします。他世帯分の受付はご遠慮ください。
相談時間	各会場とも 午前の部 9時から12時まで、午後の部 1時から4時30分まで （注）土曜日と日曜日は休みになります。

注
意
事
項

土地・建物や株式等の譲渡所得、先物取引所得、住宅取得控除1年目等については、上田税務署へ直接確定申告を行っていただきますようお願いいたします。

農業、営業収支内訳書、医療費の集計は必ず計算、作成した上で、会場へお越してください。収支内訳書や計算明細書の作成がない場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

医療費控除のうち、セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬）の特例控除申告をされる場合は、通常の医療費控除との併用はできませんのでご注意ください。
この申告には一定の取組（人間ドックや検診等）を受けた証明の写しを必ずご持参ください。

○出張相談の日程と会場

対象地区名	相談日	会場名
滋野地区	2月26日（火）	滋野コミュニティセンター
祢津地区	2月27日（水）	祢津公民館
和地区	2月28日（木）	和コミュニティセンター
田楽平、上八重原、中八重原、白樺、芸術むら	3月5日（火）	北御牧公民館 2階講堂 （羽毛山、牧ヶ原の皆さんは、 極力勤労者会館へお越してください。）
下八重原、切久保、八反田、本下之城	3月6日（水）	
田之尻、宮、畔田、御牧原南部	3月7日（木）	
御牧原北部、布下、島川原、常満、大日向、光ヶ丘、 羽毛山、牧ヶ原	3月8日（金）	

※ 各地区公民館への内容、日程についての問い合わせはご遠慮ください。

○お問い合わせ先（住民税申告書送付先）

東御市役所税務課住民税係 〒389-0592 長野県東御市県281番地2 TEL 0268-64-5877

○申告書記入上の注意

- 1 住所は、平成31年1月1日現在の住所を記入してください。
- 2 生年月日は、課税の判定を行うのに重要ですので正確に記入してください。
- 3 職業・勤務先は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 営業・農業・不動産で事業専従者がいる場合は、その専従者の氏名等を記入してください。
※専従者とは、事業主と生計を一にする親族で、その事業に従事した期間が1年を通して概ね6ヵ月以上従事した人です。ただし、専従者は配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象とはなりません。

○所得の種類

各所得のカタカナ/丸数字は、申告書に対応しています。「1 収入金額等」及び「2 所得金額」へ記入してください。

種類	内 容		計算方法	
ア/① 営業等	製造業、飲食業、サービス業などの営業から生じる所得、医師、外交員、大工などの事業から生じる所得です。		収入金額-必要経費	
イ/② 農 業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。		収入金額-必要経費	
ウ/③ 不動産	地代、家賃、駐車場の貸付による所得です。		収入金額-必要経費	
エ/④ 利 子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得です。 ※一般的に利子所得は、源泉分離課税のため、申告の必要はありません。		収入金額=利子所得	
オ/⑤ 配 当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。		収入金額-負債の利子	
カ/⑥ 給 与	俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与所得は下記の表から求めることができます。			
	給与等の収入額	A	円	
	Aの金額	給与所得金額	Aの金額	給与所得金額
	650,999円まで	0 円	1,628,000円から 1,799,999円まで	$B \times 2.4$ 円
	651,000円から 1,618,999円まで	$(A-650,000)$ 円	1,800,000円から 3,599,999円まで	$A \div 4 = B$ (千円未満切り捨て) $(B \times 2.8 - 180,000)$ 円
	1,619,000円から 1,619,999円まで	969,000 円	3,600,000円から 6,599,999円まで	B ,000円 $(B \times 3.2 - 540,000)$ 円
	1,620,000円から 1,621,999円まで	970,000 円	6,600,000円から 9,999,999円まで	$(A \times 0.9 - 1,200,000)$ 円
	1,622,000円から 1,623,999円まで	972,000 円	10,000,000円から	$(A - 2,200,000)$ 円
	1,624,000円から 1,627,999円まで	974,000 円		
	キ/⑦ 年 金	国民年金、厚生年金、共済年金など公的年金による所得です。公的年金等の雑所得は下記の表から求めることができます。 ※遺族年金や障害年金は課税されませんので、加算の必要はありません。		
公的年金等の収入額		A	円	
昭和29年1月2日以後に生まれたかた (65歳未満)		昭和29年1月1日以前に生まれたかた (65歳以上)		
Aの金額		公的年金等の所得金額	Aの金額	公的年金等の所得金額
700,000円まで		0 円	1,200,000円まで	0 円
700,001円から 1,299,999円まで		$(A-700,000)$ 円	1,200,001円から 3,299,999円まで	$(A-1,200,000)$ 円
1,300,000円から 4,099,999円まで		$(A \times 0.75 - 375,000)$ 円	3,300,000円から 4,099,999円まで	$(A \times 0.75 - 375,000)$ 円
4,100,000円から 7,699,999円まで		$(A \times 0.85 - 785,000)$ 円	4,100,000円から 7,699,999円まで	$(A \times 0.85 - 785,000)$ 円
7,700,000円から		$(A \times 0.95 - 1,555,000)$ 円	7,700,000円から	$(A \times 0.95 - 1,555,000)$ 円
ク/⑦ その他		互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・シルバー人材センターからの報酬などによる所得です。		収入金額-必要経費
ケ/⑧ 短 期	取得から譲渡の日までの所有期間が5年以下の機械・車両・会員権などの譲渡による所得です。		収入金額-必要経費-特別控除額	
コ/⑧ 長 期	取得から譲渡の日までの所有期間が5年を超える機械・車両・会員権などの譲渡による所得です。			
サ/⑧ 一 時	賞金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得です。		(収入金額-必要経費-特別控除額) $\times 1/2$	
⑨ 合 計	上記①～⑧までの金額の合計額を記入してください。			

【記載例】

現住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、押印してください。
(認印で結構です。)

税申告用のハガキが届いている方は、転記してください。

税申告用	
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護医療保険料納付済額通知書	
国民健康保険税納付済額※	230,000 円
後期高齢者医療保険料納付済額	円
介護保険料納付済額	94,600 円

税申告用のハガキは申告に必要です！大切に保管してください。

平成30年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料を、納められた方に、納付額を記載した「納付済額通知書」を1月下旬に送付します。

特別徴収(年金からのお支払い)で納めておられる方の納付額については、「公的年金等の源泉徴収票」にも記載されています。二重には控除できませんので、ご注意ください。

なお、特別徴収で納めておられる方については、本人の申告のみ控除できます。配偶者や扶養親族の特別徴収分は控除できませんので、ご注意ください。

扶養親族は、所得が38万円を超えていないこと、他の方の扶養親族として申告していないことを確認してください。

なお、別居の扶養親族の場合は、裏面「12」へ氏名と住所を記入してください。

平成31年度 市 県 民 税 申 告 書 (平成30年分所得) 表

整理番号

東御市長殿 現住所 東御市県281番地2 業種又は職業 会社員

1月1日現在の住所 同上 電話番号 62-1111

提出年月日 年 月 日 氏名 東御 太郎 個人番号

生年月日 平成 43・10・3 世帯主の氏名 東御 太郎 続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑩ 雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費	300,000 円	保険金などで補填される金額
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険	230,000 円	
	国民年金	353,140 円	
	介護保険	94,600 円	
	合計	677,740 円	
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	100,000 円	100,000 円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	120,000 円	120,000 円	
⑭ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	30,000 円	20,000 円	
⑮ 障害者控除	氏名 東御 秋江	障害の程度	身体障害 2 級 障害程度
⑯ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名 東御 花子	生年月日 平成 45・2・5	配偶者の合計所得金額 0 円
⑰ 扶養控除	氏名 東御 千春	生年月日 平成 44・4・13	同居 別居 子 45 万円
	東御 秋江	平成 16・9・28	同居 別居 母 45 万円
	東御 夏雄	平成 11・7・25	同居 別居 子 45 万円
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計 90万円

所得金額	控除	金額
1 収入金額	事業 営業等	ア
	農業	イ 2,360,000
	不動産	ウ 1,200,000
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ 2,400,000
	雑	キ
	その他	ク
	短期	ケ
	長期	コ
	一時	サ
2 所得金額	事業 営業等	①
	農業	② -200,000
	不動産	③ 1,050,000
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥ 1,500,000
	雑	⑦
	総合譲渡・一時	⑧
	合計	⑨ 2,350,000
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩
	医療費控除	⑪ 100,000
	社会保険料控除	⑫ 677,740
	小規模企業共済等掛金控除	⑬
	生命保険料控除	⑭ 70,000
	地震保険料控除	⑮ 25,000
	寡婦(寡夫)控除	⑯
	勤労学生・障害者控除	⑰~⑱ 530,000
	配偶者控除	⑲ 330,000
	配偶者特別控除	⑳
	扶養控除	㉑ 900,000
	基礎控除	㉒ 330,000
	合計	㉓ 2,962,740

収入がなかった人の記入欄

該当番号に○印をして必要事項を記入してください。

1 私は次の者の扶養であった。(仕送りを受けていた。)

住所 上田市大手一丁目11番16号

氏名 上田 太郎

2 次の非課税収入で生活していた。該当箇所○印をしてください。

遺族年金・公務扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当・雇用保険・預金取りぐずし

その他()

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税・国民健康保険税の納税

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

申告書の提出期限は、3月15日です。 ※裏面にも記入欄があります。

○平成30年中に収入がなかった人の申告

所得が0円であった申告をしてください。申告がない時は、所得証明書の発行や、各種保険料の算定、手当等の申請ができない場合がありますので、ご注意ください。

【記入方法】

- 「2 所得金額」の合計⑨欄へ「0」と記入してください。
- 住民税申告書表面の「収入がなかった人の記入欄」へ前年中の生活状況を記入してください。

・どなたかの扶養であった場合

「1番」に○印をして住所、氏名欄へ扶養者の住所、氏名をご記入ください。

・非課税収入等で生活していた場合

「2番」に○印をして該当部分へ丸をしてください。なお、その他の場合は、具体的にその生活状況を記入してください。

収入がなかった人の記入欄

該当番号に○印をして必要事項を記入してください。

① 私は次の者の扶養であった。(仕送りを受けていた。)

住所 上田市大手一丁目11番16号

氏名 上田 太郎

② 次の非課税収入で生活していた。該当箇所○印をしてください。

遺族年金・公務扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当・雇用保険・預金取りぐずし

その他()

○所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除の種類	内 容		控 除 額																				
⑩ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき ア（損失の金額－保険等の補てん額）－（総所得金額等の合計×10%） イ 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 【必要書類】災害関連支出についての領収書、罹災証明書、盗難証明書など		ア、イのいずれか多い金額																				
⑪ 医 療 費 控 除	前年中に自分や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費		(支払った医療費-保険等の補てん額) - (総所得金額等の合計×5%または10万円のいずれか少ない額)・・・最高200万円																				
⑫ 社 会 保 険 料 控 除	前年中に支払った健康保険、国民年金、介護保険などの保険料		支払額全額																				
⑬ 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金がある場合		支払額全額																				
⑭ 生 命 保 険 料 控 除	前年中に生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合 ※控除額は下記により計算します。 新契約・・・平成24年1月1日以後に契約 旧契約・・・平成23年12月31日以前に契約																						
	般の生命保険料	<table border="1"> <tr> <td>新契約に係る保険料(合計)</td> <td>A</td> <td>円</td> <td>Aを計算式Iにあてはめて計算した金額</td> <td>①</td> <td>円</td> <td>③</td> <td>計(①+②)</td> <td>(最高 28,000円)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>旧契約に係る保険料(合計)</td> <td>B</td> <td>円</td> <td>Bを計算式IIにあてはめて計算した金額</td> <td>②</td> <td>円</td> <td>(イ)</td> <td>②と③のいずれか大きい方の金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>	新契約に係る保険料(合計)	A	円	Aを計算式Iにあてはめて計算した金額	①	円	③	計(①+②)	(最高 28,000円)	円	旧契約に係る保険料(合計)	B	円	Bを計算式IIにあてはめて計算した金額	②	円	(イ)	②と③のいずれか大きい方の金額		円	
	新契約に係る保険料(合計)	A	円	Aを計算式Iにあてはめて計算した金額	①	円	③	計(①+②)	(最高 28,000円)	円													
	旧契約に係る保険料(合計)	B	円	Bを計算式IIにあてはめて計算した金額	②	円	(イ)	②と③のいずれか大きい方の金額		円													
	介護医療保険料	C	円				(ロ)	Cを計算式Iにあてはめて計算した金額		円													
	個人年金保険料	<table border="1"> <tr> <td>新契約に係る保険料(合計)</td> <td>D</td> <td>円</td> <td>Dを計算式Iにあてはめて計算した金額</td> <td>④</td> <td>円</td> <td>⑥</td> <td>計(④+⑤)</td> <td>(最高 28,000円)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>旧契約に係る保険料(合計)</td> <td>E</td> <td>円</td> <td>Eを計算式IIにあてはめて計算した金額</td> <td>⑤</td> <td>円</td> <td>(ハ)</td> <td>⑤と⑥のいずれか大きい方の金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>	新契約に係る保険料(合計)	D	円	Dを計算式Iにあてはめて計算した金額	④	円	⑥	計(④+⑤)	(最高 28,000円)	円	旧契約に係る保険料(合計)	E	円	Eを計算式IIにあてはめて計算した金額	⑤	円	(ハ)	⑤と⑥のいずれか大きい方の金額		円	
	新契約に係る保険料(合計)	D	円	Dを計算式Iにあてはめて計算した金額	④	円	⑥	計(④+⑤)	(最高 28,000円)	円													
	旧契約に係る保険料(合計)	E	円	Eを計算式IIにあてはめて計算した金額	⑤	円	(ハ)	⑤と⑥のいずれか大きい方の金額		円													
	計算式I（新契約用）・・・1円未満の端数切り上げ		計算式II（旧契約用）・・・1円未満の端数切り上げ				<div style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> 生命保険料控除額 (イ)+(ロ)+(ハ) (最高70,000円) 円 </div>																
	A、CまたはDの金額	控除額の計算式		BまたはEの金額	控除額の計算式																		
12,000円まで	A、CまたはDの金額		15,000円まで	BまたはEの金額																			
12,001円から32,000円まで	A、CまたはD×0.5+6,000円		15,001円から40,000円まで	BまたはE×0.5+7,500円																			
32,001円から56,000円まで	A、CまたはD×0.25+14,000円		40,001円から70,000円まで	BまたはE×0.25+17,500円																			
56,001円から	一律28,000円		70,001円から	一律35,000円																			
⑮ 地 震 保 険 料 控 除	前年中に特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合 ※控除額は下記により計算します。																						
	地震保険料(合計)	A	円	旧長期損害保険料(合計)	B	円	<div style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> 地震保険料控除額 C+D (最高25,000円) 円 </div>																
	地震保険料		旧長期損害保険料																				
	Aの金額	C 控除額の計算式	Bの金額	D 控除額の計算式																			
50,000円まで	(A×0.5) 円	5,000円まで	(Bの金額) 円																				
50,001円から	25,000円	5,001円から15,000円まで	(B×0.5+2,500円) 円																				
		15,001円から	10,000円																				
⑯ 寡 婦（寡 夫）控 除	ア 夫と死別・離婚した後婚姻していない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子か扶養親族がいる人			260,000円																			
	イ 夫と死別した後婚姻していない人で、子も扶養親族もなく、合計所得金額が500万円以下の人																						
	ウ 上記のアのうち、合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族である子を有する人			300,000円																			
	エ 妻と死別・離婚した後、婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下かつ総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる人			260,000円																			
⑰ 勤 労 学 生 控 除	学生で前年中の合計所得金額が65万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が10万円以下の人 【必要書類】在学証明書			260,000円																			
⑱ 障 害 者 控 除	精神や身体に障害があり、その障害に該当する手帳等の交付を受けている人																						
	ア 普通障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級など）			260,000円																			
	イ 特別障害者（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など）			300,000円																			
	ウ 上記のイのうち、自分や生計を一にする親族のいずれかと同居している人			530,000円																			
【必要書類】身体障害者手帳等若しくは障害者控除対象認定書																							
⑲ 配 偶 者 控 除	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が下記の早見表に当てはまる場合																						
	控除額																						
	納税者本人（扶養する人）の合計所得金額																						
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	左記早見表のとおり																		
ア 70歳以上（昭和24年1月1日以前生）	380,000円	260,000円	130,000円																				
イ 上記以外の人	330,000円	220,000円	110,000円																				

控除の種類	内 容	控 除 額			
⑳ 配偶者特別控除	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が下記の「配偶者特別控除早見表」に当てはまる場合（専従者は除く）	左記早見表のとおり			
	配偶者の合計所得金額		控除額		
			納税者本人（扶養する人）の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	380,001円～900,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	900,001円～950,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	950,001円～1,000,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,000,001円～1,050,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,050,001円～1,100,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,100,001円～1,150,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,150,001円～1,200,000円		60,000円	40,000円	20,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円		
1,230,001円～	0円	0円	0円		
㉑ 扶 養 控 除	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年中の合計所得が38万円以下で16歳以上の人（専従者は除く）				
	ア 特定扶養親族	(平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ)	450,000円		
	イ 老人扶養親族	(昭和24年1月1日以前生まれ)	380,000円		
	ウ 同居老親等扶養親族	イのうち自分または配偶者のいずれかと同居している人	450,000円		
	エ 上記以外の控除対象扶養親族	(平成15年1月1日以前生まれ)	330,000円		
	※ 16歳未満の扶養親族（平成15年1月2日以降生まれ）は、扶養控除は適用されませんが、住民税の非課税判定上必要なため、記入が必要です。				
㉒ 基 礎 控 除	すべての納税義務者	330,000円			
㉓ 合 計	上記⑩～㉒までの金額の合計額を記入して下さい。				

◎寄附金税額控除・・・長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、都道府県、市町村、特別区、長野県県税条例、東御市税条例で指定された社会福祉法人、ふるさと納税に対して、2千円を超える寄附をした場合に対象となります。詳しくは住民税係へお問い合わせください。

○介護保険の要介護認定を受けている方へ

①介護保険の要介護認定者の障害者控除について

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護認定を受けている方で、要件を満たす方は障害者控除の対象となります。要介護認定者（またはその扶養者）の申請に基づき、対象となる場合は福祉課にて「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、申告時に添付してください。

②おむつに係る費用の医療費控除について

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつに係る費用の医療費控除を受ける2年目以降の方（1年目の方は医師の証明書）は、要介護認定者（またはその扶養者）の申請に基づき、認定審査時の主治医意見書を確認し、対象となる場合は福祉課にて「確認書」を交付しますので、申告時に添付してください。

- ・①②とも審査・確認の結果、対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・要件等の詳細については、高齢者係までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉市総合福祉センター内 高齢者係 (TEL 0268-75-5090)

○平成26年1月から記帳・帳簿等の保存対象が拡大されています。

対象者：事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方

※住民税申告の方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳する内容、保存制度の詳細については、上田税務署 (TEL 0268-22-1234) へお問い合わせ下さい。

○市・県民税の計算方法、税率

市・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。前年の所得に応じて課税されます。

◆均等割額

市民税 3,500円、県民税 2,000円（長野県森林づくり県民税として500円上乘せされています。）

※東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、均等割の税率が市民税、県民税それぞれ年額500円引き上げることとされています。

◆所得割額

次の図式によって、計算します。

